

平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 日本サード・パーティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 豊
(JASDAQ・コード 2488)
問合せ先 取締役管理本部長 伊達 仁
(電 話 03-6408-2488)

証券取引等監視委員会による当社役員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の役員 1 名が、その職務に関して重要事実を知らずながら、当該重要事実が公表される前に当社株式を買い付けたという金融商品取引法（内部者取引規制）違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、上記役員に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

株主・投資家の皆様並びに、当社のお取引先をはじめ関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことをここに深くお詫び申し上げます。当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、証券取引等監視委員会による調査開始直後から、外部専門家を交えて、本件の経緯及び内容の調査並びに当社の重要事実の管理の状況について検証を進めてまいりました。その結果、当社役職員の内部者取引の理解不足と内部情報管理体制に改善すべき点が認められたため、再発防止のため、下記の施策を既に実施いたしました。

記

- ・ 全役職員に対する内部者取引の研修実施
- ・ 外部専門家のアドバイスを受けて内部情報管理体制の見直し・再構築

今後とも、当社役職員による内部者取引未然防止の強化・徹底をより一層取り組んでまいりますので、株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上